

10 電力・ガス・水道

列コード	行コード	部門名称
5111-01 5111-02 5111-03	5111-001	事業用電力 事業用原子力発電 事業用火力発電 水力・その他の事業用発電

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類35「電気業」のうち自家発電を除く活動を範囲とする。
 (対応するISIC) 4100 電気生産・収集・配給業

列コード	行コード	部門名称
5111-04	5111-041	自家発電

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類35「電気業」のうち鉱工業部門などで最大出力500kw以上の発電設備を有し、常時発電をしており、電力を販売することを目的としない活動を範囲とする。
 (注意点) 本部門は、「自家発電」という名称にかかわらず、自家部門としてではなく、独立したアクティビティとして部門が設定されている。

列コード	行コード	部門名称
5121-01	5121-011	都市ガス

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類36「ガス業」の活動を範囲とする。
 (対応するISIC) 4020 ガス製造業・導管によるガス燃料供給業

列コード	行コード	部門名称
5122-01	5122-011	熱供給業

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類37「熱供給業」の活動を範囲とする。
 (対応するISIC) 4030 蒸気及び温水供給業

列コード	行コード	部門名称
5211-01	5211-011	上水道・簡易水道

(担当府省庁) 厚生労働省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類381「上水道業」

(品目例示) のうち、船舶給水業を除く活動を範囲とする。
 水道局(部)、水道事務所、浄水場、配水場、ポンプ場等の活動
 (注意点) ① 本部門は、使用目的の如何を問わず、飲用に適する水の供給を行う活動(水道法に基づく水道用水供給事業、上水道事業及び簡易水道事業)が該当する。
 ② 船舶給水業については、「7189-02、-021 水運施設管理★★」に含める。
 (対応するISIC) 4100 水収集・浄化・供給業

列コード	行コード	部門名称
5211-02	5211-021	工業用水

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類382「工業用水道業」のうち、「工業用水道事業法」に基づき地方公共団体が工業用水の供給を行う活動を範囲とする。
 (注意点) 地方公共団体以外の者が行う工業用水道事業(上水道を含む)並びに「水道法」に基づき地方公共団体が行う上水道事業及び簡易水道事業は「5211-01、-011 上水道・簡易水道」に含まれる。
 (対応するISIC) 4100 水収集・浄化・供給業

列コード	行コード	部門名称
5211-03	5211-031	下水道★★

(担当府省庁) 内閣府
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類383「下水道業」すなわち、下水道局(部)、下水処理場、下水出張所、下水ポンプ場の活動を範囲とする。
 (注意点) 本部門は、汚水、雨水などの排水、終末処理を行う施設の経営活動とし、地方公共団体の行う公共下水道事業の範囲とする。したがって、この部門の行う活動は、汚水・雨水の流通目的で設置された排水管、排水路及びその他の付属装置(浄化施設など)をもって土地の清潔を保持することであり、じんかい、汚物などの処理を行う地方公共団体の活動は、「5212-01、-011 廃棄物処理(公営)★★」に含まれる。
 (対応するISIC) 9000 下水及び廃棄物処理業、衛生及び類似サービス業

列コード	行コード	部門名称
5212-01	5212-011	廃棄物処理(公営)★★

(担当府省庁) 環境省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類87「廃棄物処理業」のうち、地方公共団体による活動を範囲とする。

(品目例示) し尿収集・処理, ゴミ収集・処理, 産業廃棄物収集・処理等の活動

(対応するISIC)

9000 下水及び廃棄物処理業, 衛生及び類似サービス業

列コード	行コード	部門名称
5212-02	5212-021	廃棄物処理 (産業)

(担当府省庁) 環境省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類87「廃棄物処理業」のうち, 民営事業所による活動を範囲とする。なお, 地方公共団体の委託事業を含み, 自家処理分は除く。

(品目例示) し尿収集・処理, ゴミ収集・処理, 産業廃棄物収集・処理等の活動

(対応するISIC)

9000 下水及び廃棄物処理業, 衛生及び類似サービス業

1 1 商業, 金融・保険, 不動産

列コード	行コード	部門名称
6111-01	6111-011	卸売

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類48~53の「卸売業」の活動を範囲とし, その生産額は, 卸売マージン額である。なお, 農業協同組合, 漁業協同組合, 水産加工業協同組合及び森林組合の行う販売事業分, 農業協同組合連合会, 漁業協同組合連合会, 水産加工業協同組合連合会及び森林組合連合会の行う販売・購買事業分並びに食糧管理特別会計, アルコール専売事業特別会計, 蚕糸砂糖類価格安定事業団, 畜産振興事業団及び日本体育・学校健康センター, 地方政府の市場事業の活動を範囲に含む。

(注意点) 平成12年表から「再生資源・回収・加工処理」の部門を新設したため, 再生資源卸売業の活動は本部門に含まない。

(対応するISIC)

- 5010 自動車販売業
- 5030 自動車部品, 付属品販売業
- 5110 手数料又は契約制による卸売業
- 5121 農産品原料及び生き物卸売業
- 5122 食料品, 飲料及びたばこ卸売業
- 5131 織物, 衣料及び履物卸売業
- 5139 その他の家庭用品卸売業
- 5141 固定・液体・ガス燃料及び関連製品卸売業
- 5142 金属及び金属鉱石卸売業
- 5143 建設材料, 金物類及び衛生・暖房設備器具卸売業
- 5149 その他の中間製品, 廃棄物及びくず卸売業
- 5150 機械器具卸売業
- 5190 その他の卸売業

列コード	行コード	部門名称
6112-01	6112-011	小売

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類54~59「小売業」の活動を範囲とし, その生産額は, 小売マージン額である。なお, 農業協同組合, 漁業協同組合, 水産加工業協同組合及び森林組合の行う購買事業分並びに構内売店, 生活協同組合購買会の活動を含み, 製造小売業のうちの製造活動部分は本部門の活動に含めずにそれぞれの製造業部門に含める。

(注意点) 製造小売の例: 男子服小売, 菓子小売, パン小売, 豆腐・かまぼこ等加工食品小売, 料理品小売, 家具小売, 建具小売, 畳小売, 宗教用具小売

(対応するISIC)

- 5010 自動車販売業
- 5030 自動車部品, 付属品販売業